

流山市農業委員会
平成27年第4回
総会議事録

平成27年4月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第4回総会議事録

1 期 日 平成27年4月24日(金)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 5番 増田 正美
6番 石井 博

5 出席委員(14名)

2番 吉田 達弘	3番 岡田 長政
4番 恩田 一雄	5番 増田 正美
6番 石井 博	7番 秋元 正
8番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	16番 高市 正義

6 欠席委員(2名)

1番 小田桐 仙	9番 中村 彰男
----------	----------

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について.....	1
(2) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....	3
(3) 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について.....	6
(4) 議案第18号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について.....	9
(5) 議案第19号 農業生産法人報告書の提出について.....	11
(6) 議案第20号 生産緑地地区追加指定に係る意見について.....	13
(7) 報告第9号 合意解約の通知について.....	16
(8) 報告第10号 専決処理の報告について.....	17

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、ただ今から平成27年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、1番小田桐委員、9番中村委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。5番増田委員、6番石井委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 改めまして、今回、4月1日の人事異動に基づきまして、前吉田事務局次長より、その後任として参りました、山崎と申します。よろしくお願ひ申し上げます。なお、農地事務につきましては初めての経験で、何かとわからない点もございますが、ここにいらっしゃいます農業委員の皆様のお指導御鞭撻を頂戴いたしまして、取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

それでは、お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第20号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第9号「合意解約の通知について」から、報告第10号「専決処理の報告について」までの2項目について、ご報告させていただきたいと思います。

ご説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1頁をご覧ください。

議案第15号

農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年4月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに1番の権利者ですが、流山市平方の方で、職業は農業です。申請がありました土地は、流山市平方の田2筆、面積は2,062平方メートルです。次に、申請事由ですが、営農意欲の向上を図るため、農地の贈与を行いたいというものです。議案案内図につきましては、1頁の1番です。

次に2番の権利者ですが、流山市平方の方で、職業は兼農です。申請がありました土地は、流山市平方の田3筆、面積は1,585平方メートルです。次に、申請事由ですが、農業後継者育成のため、農地の贈与を行いたいというものです。議案案内図につきましては、1頁の2番です。

今月の3条許可申請は、以上の2件です。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は2件であります。本案につきましては、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、1番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の西約1.5キロメートルに位置している田2筆、合計で2,062平方メートルであります。申請事由でございますが、営農意欲の向上を図るため、妻に贈与するものでございます。申請地の田は、耕起済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は約1.5ヘクタールで主に稲作を行っているということです。現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

次に、2番ですが、申請地は東武線江戸川台駅の西約1.5キロメートルに位置している田3筆、合計で1,585平方メートルであります。申請事由でございますが、農業後継者育成のため、長男に贈与するものでございます。申請地の田は、耕起済みの状況でございました。次に、権利者の営農状況でございますが、耕作面積は約0.7ヘクタールで主に稲作を行っているということです。現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作

することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(小倉委員) 1番なんですけど、営農意欲の向上を図るためっていう申請事由なんですけど、権利者は何歳なんですか。

田村次長補佐 私の方から御説明させていただきます。権利者の方につきましては、先程委員長報告もありましたとおり、義務者の妻に当たり、年齢は63歳の方でございます。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第15号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の2頁をご覧ください。

議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年4月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、議案1番の権利者につきましては、流山市でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市駒木台にあります畑1筆で、転用面積は1,322平方メートルでございます。転用目的につきましては、社会福祉施設用のグラウンド用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の2頁と3頁でございます。

次に、議案2番の権利者につきましては、埼玉県川口市の方でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市平方にあります畑1筆で、転用面積は165平

方メートルでございます。転用目的につきましては、専用住宅用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の4頁と5頁でございます。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上の2件です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。本案については、現地調査と権利者及び関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番ですが、移転の原因につきましては賃貸借で、転用目的は社会福祉施設用グラウンドを設置するものであります。

権利者は、流山市です。

次に、申請事由ですが、平成24年の児童福祉法改正により、福祉会館内に存在するつばさ学園に機能を増設する必要が出てきたものの、現在のグラウンド以外に施設の建築可能な用地が無く、やむを得ずグラウンドを施設建設用地とすることになったそうです。そのため、申請地に代わりのグラウンドを用意したいとのことでした。また、場所の選定理由としては、利用者の利便性や安全性を考え、既存施設の隣接地を探しており、申請地所有者との合意が得られたためとのことでした。

次に、農地区分ですが、申請地は、東武線初石駅の北東約1.7キロメートルに位置し、周囲は住宅や福祉施設、医療施設等が連たんしている区域であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、利用計画ですが、設置されるグラウンドにつきましては、芝張りとし、隣地との境界は盛土による堰を設けた上、ネットフェンスで囲うとのことでした。また、前面道路より水飲みや手洗い用の水道を引きこむとことで排水については、敷地内に排水管を設置し、流末は既存の污水管に接続するとのことでした。

次に、資金計画についてですが、整地費及び外構等の工事費が約1,400万円で、土地賃料が年間1平方メートル当たり500円に、固定資産税相当額を加えた金額で、土地全体で116万6千円です。全額自己資金で賄う計画で、市予算書の抄本証明が添付されておりました。

次に、他法令については、該当ありません。また、庁内関係課との協議については、本計画の担当課である社会福祉課が主体となり、昨年8月に会議を開催しております。また、その後個別に協議を行った内容については、協議書が添付されております。

次に、2番ですが、移転の原因は贈与で、転用目的は専用住宅を建設しようとするものです。

権利者は、埼玉県川口市にお住まいの会社員の方です。

申請事由については、権利者は現在アパート住まいをしておりますが、昨年子供が生まれ、現在のアパートでは手狭になることから、戸建の住宅を建築したいとのことであります。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置しており、周囲は市街地に近接している10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、周辺への被害防除対策としては、雨水の流出防止としては隣地との境界をブロック及びフェンスで囲んだ上で、浸透枘を設置し、オーバーフロー分は既設U字溝へ放流する計画です。汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理し、既設U字溝へ放流する計画です。また、土砂の流出に関しては、ブロック及びフェンスで防止する計画です。

次に、資金計画については、建設費及び整地費が約3千万円で、これを自己資金と親からの借入金で賄うとのことで、それぞれの残高証明書と親からの融資証明書が添付されておりました。

次に、他法令については、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中です。また、市関係課とは、開発行為の許可の中で協議を行っております。

以上のことから、申請者からのヒアリングや現地調査などによりまして、本案の事業計画には確実性が見込まれること。また、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、いずれも許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案の2番については、小林委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、小林委員の退席を願い、審議いたします。小林委員の退席を求めます。

(小林委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第16号の2番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

小林委員の除斥を解きます。

(小林委員入室)

高市議長 続きまして、本案の1番に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番(増田委員) これ先々相続が発生した場合、昔はよく市で買い上げるとかそういう話がありましたけど、今はどうなんでしょうか。

中里主事 この件に関しては、相続に関しては直接触れてはいないんですけど、契約自体は10年間の賃借契約となっております。そのため、10年間は相続があっても契約は有効ですので、この間はそのまま賃借という形になります。

その後に関しては、市と地権者で協議という形になりますので、その時、買い上げという形になるかもしれないし、また延長で借りるという形になるかもしれません。そこまでは把握しておりません。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第16号の1番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の3頁をお開きください。

議案第17号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年4月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は新規に関するものが2件、更新に関するものが4件であります。

初めに、新規の案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案1番の権利者につきましては、流山市上貝塚にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市上貝塚にあります畑1筆、面積807平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規に

より3年間で、賃借料につきましては、13,719円となっております。本件の議案案内図につきましては、6頁でございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案2番の権利者につきましては、流山市木にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては使用貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆、面積2,062平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、新規により3年間となっております。本件の議案案内図につきましては、7頁の2番でございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

議案書の4頁をご覧ください。

次に、更新に関する案件になります。

議案3番の権利者につきましては、流山市木にお住まいの方で、議案の2番の方と同じ方です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆で、面積は1,745平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間で、賃借料につきましては、玄米で90キログラムとなっております。本件の議案案内図につきましては、8頁でございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案4番の権利者につきましては、流山市駒木台にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市南にあります田1筆で、面積は1,022平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新により6年間で、賃借料につきましては、20,000円となっております。本件の議案案内図につきましては、9頁でございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案5番の権利者につきましては、流山市平方にお住まいの方で、職業は農業です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田4筆で、面積は4,124平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間で、賃借料につきましては、玄米で240キログラムとなっております。本件の議案案内図につきましては、7頁の5番でございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

次に、議案6番の権利者につきましては、流山市平方にお住まいの方で、議案の5番の方と同じ方です。移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は流山市平方にあります田1筆で、面積は1,031平方メートルです。利用権の設定期間につきましては、更新により3年間で、賃借料につきましては、玄米で60キログラムとなっております。本件の議案案内図につきましては7頁の6番でございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の6件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎

委員長。

山崎委員長 議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新によるものが4件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は60歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は50歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約6.6ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

なお、本件については使用貸借という賃料を伴わない貸し借りであり、そういった契約になった理由としては、義務者の方から農業経営の縮小に伴い、借りてほしいという話があり、現時点ではどの程度の取れ高が見込めるかが不明なため、賃料が決めにくいことから、双方で協議し、まずは使用貸借として契約し、3年間の間に、次回更新時の賃料を決めていくことになったとのことです。

次に、3番からは更新でございますが、3番の権利者は2番と同じ方です。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は55歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして1名であります。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、賃貸借期間が満了となることから、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は44歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約4.6ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者は5番の権利者と同じ方です。現地の状況ですが、耕起済みの状態でありました。本件については、賃貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第17号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第18号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の6頁をお開きください。

議案第18号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成27年4月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、議案の1番の申請者につきましては、共有の方で、流山市東初石3丁目及び流山市駒木台にお住まいの方の申請です。申請がありました土地は、流山市青田の田2筆で、合計面積は905平方メートルです。変更後の地目につきましては、山林でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は田となっておりますが、現況は山林として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の山林に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。本件の議案案内図につきましては、10頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案の2番の申請者につきましては、柏市泉町にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市上新宿の畑2筆で、面積は142平方メートルです。変更後の地目につきましては、雑種地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は駐車場として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の雑種地に合わせるために、証明願の提

出があったものでございます。本件の議案案内図につきましては、11頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第18号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件です。

はじめに、1番ですが、申請者につきましては、東初石にお住まいの方と駒木台にお住まいの方の共有で、本件土地につきましては、平成25年度の利用状況調査にてB判定として判断された土地であります。今回、調査結果の通知を受け取った申請者が地目変更登記を行うため申請があったもので、本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。次に、申請地につきましては、東武線江戸川台駅の東約1.7キロメートルに位置している土地で、登記地目は田となっておりますが、現況は山林になっておりました。また、申請地は、平成25年に相続により取得した土地ですが、少なくとも昭和50年頃からは耕作されておらず、自然に現地の状態になったということです。

次に、2番ですが、申請者につきましては、柏市泉町にお住まいの方です。今回、地目変更登記を行うため申請があったもので、本案については、審議に先立ち現地調査を行っております。次に、申請地につきましては、東武線初石駅の西約0.7キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑となっておりますが、現況は駐車場として使用されておりました。また、申請地は、昭和37年に相続により取得した土地で、昭和60年頃に常磐道が整備された際に半端な地形で残されてしまい、耕作できないため隣の店舗の駐車場として使用してしまったとのことでした。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、1番については、人の手が入らずに山林化していること、2番については今から20年以上は、駐車場として利用されていることがそれぞれ確認できるため、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

挙手、全員であります。よって議案第18号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第19号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の7頁をご覧ください。

議案第19号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年4月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

農業生産法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農業生産法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました農業生産法人は、流山市深井新田にあります農業生産法人です。

報告がありました事業年度は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました、様式例第5号の3「農業生産法人要件確認書」という資料をご覧くださいと思います。この確認書につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに、作成しております。

はじめに、農業生産法人の「農業生産法人要件確認書」をご覧くださいと思います。確認書の表の右側に、平成27年3月3日と書かれている欄が、今回、報告があった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。経営面積についてですが、面積は22,650平方メートルで昨年と同面積となっております。次に、法人形態についてですが、昨年と同様の内容となっております。次に、事業の種類は、体験農園の経営、農作業・農業土木の受託です。次に、売上高についてですが、全体の売上高に対し、農業に関する売り上げが占める割合は、100パーセントとなっております。よって、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件について、適合としております。

また、次の構成員についてですが、業務執行役員につきまして、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなり、当該法人の役員は1名であり、年間243日従事しておりました。以上のことから、農業生産法人としての必要な要件は

それぞれ備えていますので、適に をさせていただきます。

最後になりましたが、農業生産法人の議案案内図につきましては、12頁から14頁、及び17頁になります。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第19号「農業生産法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案につきましては、農地法第6条第1項の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況その他を農業委員会に報告しなければならない、とされているところでございます。そこで、農業委員会はその報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなる恐れがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされているということでございます。

農業生産法人の要件といたしましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものであります。この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も各要件が満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、各事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているということでございます。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、承認するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

2番(吉田委員) 確認書の構成員数なんですけど、総数で括弧書きの1つでありますけど、これは何を意味しているんでしょうか。

中里主事 私の方から説明させていただきます。

要件の中で、構成員要件というものと、議決権要件というものの二つの似たような基準があるんですけど、構成員要件というのは出資できる人の要件で、議決権要件というのは、総議決権数の中で、次の頁の下の方の3項目に括弧が付いていると思いますが、こちらの括弧が入っている項目に関しましては、全体の1/4以内という基準がございまして、この基準を満たしているかどうかのチェックになっております。

総数の表記は、上の括弧が無いところが総数で、括弧が入っているところが議決権の基準を満たしている数になります。今回は1名しかおりませんので、両方とも1と

いう記載とさせていただきます。

14番(小林委員) 売上高が前々回、前回、今回と年々縮小されているんですが、大きな要因は何なんでしょうか。

中里主事 こちら、報告書として頂いている書類だけだとはっきり把握できないところはあるんですけど、事務局としてはやはり体験農園の経営が厳しいという話は伺ってありましたので、その点で利用者が減ってしまったことが原因なのかなと考えております。

高市議長 それと米の値段が下がったからかな。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第19号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第20号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の8頁を御覧ください。

議案第20号

生産緑地地区追加指定に係る意見について

生産緑地地区追加指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年4月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

生産緑地地区の追加指定につきましては、今年の2月23日から3月23日までの間、本市の都市計画課において、追加指定の申請受付があり、お二人の方から申請がございました。これにより、この申出のあった土地が生産緑地法に該当する農地に該当しているかどうかについて、市長から照会があったものでございます。

次に追加申請のありました2件についての内容でございますが、はじめに1番でございます。土地の所有者は、流山市駒木の方でございます。申請がありました土地は、流山市駒木の畑1筆、面積は3,728平方メートルで、議案案内図につきましては15頁でございます。

次に2番ですが、土地の所有者は流山市名都借の方でございます。申請がありました土地は流山市名都借の畑1筆、面積は552平方メートルで、議案案内図は16頁でございます。

ご説明につきましては、以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。山崎委員長。

山崎委員長 議案第20号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」御報告いたします。

本市農業委員会では、市街化区域の農地の保全のため、農業者の意向により耕作を継続する場合には、生産緑地の追加指定を認めるよう、毎年、流山市農業施策に関する建議の中に位置づけ、市長に提出してまいりました。

そこで、市では、将来の公園・緑地及び公共施設などの整備に適した農地などを生産緑地地区として追加指定をするため平成25年から毎年追加指定の募集を行っており、本年も2月23日から3月23日まで募集を行いました。

その結果、2件の申し込みがあったことから、生産緑地法施行規則第1条の規定により、流山市長から生産緑地法第2条第1号に規定する農地に該当しているかどうかについて、照会があったものです。

生産緑地法に規定する農地等というのは、現に農業の用に供されている農地と採草放牧地、現に林業の用に供されている山林、現に漁業の用に供されている池沼のことであり、また、これらに隣接し、かつ、これらと一体となって農業等の用に供されている農業用道路その他の土地を含むとされております。

まず、本案の1番について報告します。申請地は、東武線豊四季駅の北西約300メートルに位置している畑で、耕起済みの状態でした。

次に、2番について報告します。申請地は、JR南柏駅の西約800メートルに位置している畑で、栗の苗木が植えられておりました。

以上、現地調査を基に審査を行ったところ、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

ございますか。生産緑地追加指定に係るものでございます。

これ、この前よりきれいだけど、草刈か何かやったのかな。

山崎次長 草刈はやりました。実は、この隣接は同じ地主さんが平成4年に生産緑地かけてまして、今回新たにここを追加指定するということです。栗の苗木が植えてありました。今までのところは柿の苗木を植えられたということです。

7番(秋元委員) 今、平成4年って話でしたけど。

山崎次長 元のところは平成4年の12月に指定して、さらに今回新たに追加をすると

ということです。

7番(秋元委員) 解除してまた何年か経って申請出てきたわけじゃなくてですか。

高市議長 別の場所です。

山崎次長 隣接のところが平成4年に新規で指定したと。そして申請地を今回新たに指定するということです。

福留局長 青がこれまでのところで、赤が今回のところです。

15番(水代委員) 既存の生産緑地の主たる従事者は同じ方でよろしいのでしょうか。

山崎次長 そこまではっきり確認はしていなかったんですけど、恐らくは同じ方だと思います。

15番(水代委員) 相続ありましたよね。この前、そこ調査行きましたよね。

あと、都市計画課がどのように判断するかわからないんですが、追加申請が農業委員会で許可となると、都市計画課の方で既存の生産緑地も新たに加わった分だけ一体ということになりますから、そうするとリセットになる。

山崎次長 それで、その点についてですが、改めて都市計画課に確認しましたら、要は元々のところは平成4年、今回のところは平成27年何月ということで、それぞれ別々になるという確認はいたしました。リセットじゃないということで。

15番(水代委員) そんなこと無いよ。うちリセットになったもん。

山崎次長 例えば、平成4年の方にリセットとかそういったことにはならないということで、それぞれ別々になるということで。

15番(水代委員) じゃあうちは。

中里主事 前回、2年前に生産緑地追加されたところに関しても、今回のところに関しても、一体の生産緑地ではあるんですけども、30年の買取申出に関しては、それぞれでカウントするというので、説明を受けております。これに関しては今回のところだけじゃなくて、過去の追加指定に関しても同様ということです。

15番(水代委員) でも、うちが最初申請したでしょ。それで許可された。それで、うちの畑と隣の畑も一体ということで、隣の畑も30年がリセットされちゃったんだけど。

中里主事 その関係、担当の都市計画課の見解としては、リセットされていないということです。

高市議長 都市計画課の方で、認可頂いているということだそうですから。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを市に報告することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第20号については、原案のとおり報告することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第9号「合意解約の通知について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の9頁をお開きください。

報告第9号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成27年4月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

今回の報告につきましては、平成29年3月まで利用権設定期間がありましたが、借受人であります法人が農園事業を廃止したことから、解約がなされたものであります。

1番から13番の合意解約がされました農地は、流山市中野久木の畑22筆、面積18,479平方メートルです。解約通知書の受付年月日は、平成27年3月11日です。

議案案内函につきましては、17頁です。

今月の合意解約の通知は以上の13件です。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

14番(小林委員) 体験農園を整備するときに、市からの補助金があったと思うんですけど、解約された場合はどうなるのでしょうか。

山崎次長 実はですね、この体験農園につきましては、平成20年度4月開園に向けてということで、平成20年度事業で市から250万円くらいの補助金を出してですね、例えばハウスや手押しポンプ等を作った経緯がございます。この法人も先程の報告でもありましたけれども、徐々に事業を縮小してきたということで、今回、合意解約に至ったところでございます。補助金については、年数は無いんですけども、年数も経過しておりますし、その辺の補助金の関係は無いかと思っております。

実は、ここにつきましては、今隣接で事業を展開している認定農業者の方が、さらに規模拡大をしたいということで、市の方に相談に来ておりまして、地主さんとも協議整っておりまして、今後、この場所については、新たにその認定農業者がこの場所を借りて事業を展開していくというような予定は聞いております。

14番(小林委員) うちで心配していたのは、ここで農地をそっくり返されて、草ぼうぼうになっちゃうんじゃないかなっていうことを心配していたんですが、そういう形で隣の認定農業者の方が拡大してくれるならそれが一番いいと思います。

高市議長 認定農業者の方から話が来ているようですから、成立するかは別問題ですけどね。

14番(小林委員) これだけの農地を返されて田んぼに戻せてわけにもいかないでしょうから。

高市議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第10号「専決処理の報告について」報告を求めます。

田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の13頁をご覧ください。

報告第10号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は7件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別につきましては、住宅用地が3件、農業用車庫、道路用地ゴミ収集場電柱用地、道路、共同住宅用地が各1件でした。今月の4条届出の合計は、以上7件、28筆、3,411.82平方メートルで、地目別の内訳では、田が1筆、83平方メートル、畑が27筆、3,328.82平方メートルでした。

次に、議案書の15頁をお開きください。2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は27件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が27件でした。また、転用目的別では、住宅用地が26件、資材置場が1件ございました。今月の5条届出の合計は、以上、27件、43筆、19,539平方メートルで、地目別の内訳では、田が17筆、4,474平方メートル、畑が26筆、15,065平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時09分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年4月24日

流山市農業委員会会長 高市 正義.....

流山市農業委員会委員 増田 正美.....

流山市農業委員会委員 石井 博.....